

今後の検討方針について

【検討方針】

医療の質の向上に資する無過失補償制度等のあり方に関する検討会での議論を踏まえ、下記の検討事項について、医療事故に係る調査の仕組みのあり方についてのうち「調査を行う目的について」から議論を始めるこことする。

【検討事項】

○医療事故に係る調査の仕組みのあり方について

- ・調査を行う目的について
- ・調査を行う対象や範囲について
- ・調査を行う組織について
- ・調査に必要な権限について
- ・当該医療機関が行った調査結果の取り扱いについて
- ・調査の実務について
- ・「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」との関係について
- ・医療安全支援センターとの関係について
- ・調査に必要な費用の負担のあり方について
- ・捜査機関との関係について

等

○再発防止のあり方について

- ・医療事故に係る調査結果の再発防止のための活用方策について
- ・医療事故情報収集等事業と調査の仕組みとの連携のあり方について

等